

平成18年4月から



育成医療の仕組みが変わります



障害者自立支援法が平成18年4月から施行されます。
それに伴い、いままで児童福祉法に基づき行われていた育成医療が他の障害者医療制度と一元化され、「自立支援医療（育成医療）」となります。また、それにより費用負担の仕組みも変更となります。

公費負担医療の再編

更生医療

育成医療

精神通院医療

一元化

自立支援医療

更生医療

育成医療

精神通院医療

(障害者自立支援法)

原則 1割負担になります



自立支援医療 (育成医療) の給付対象

育成医療は、身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童に対し、医療の給付によって確実な治療効果が期待されるときに給付されます。

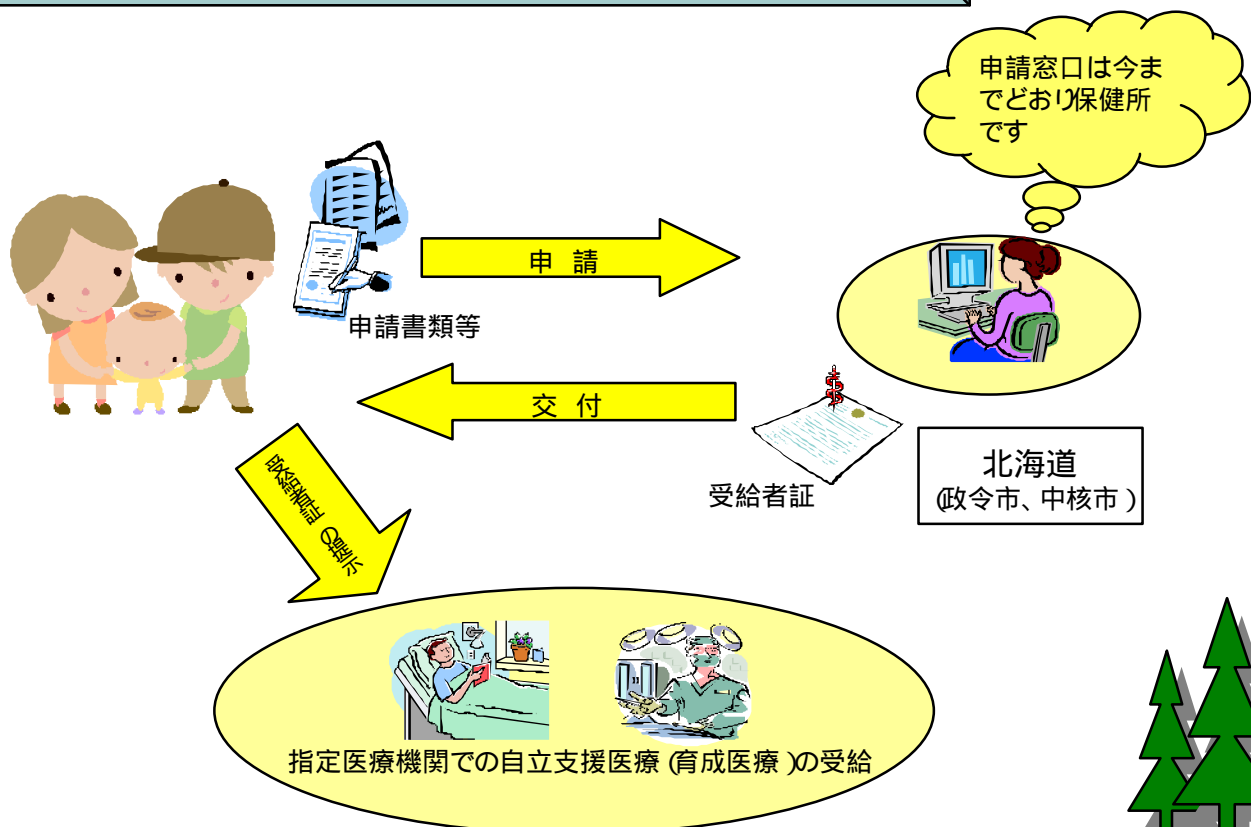
育成医療の給付対象は今までとおりです
(所得により、一部対象とされない場合があります)

育成医療の給付の対象は次のとおりです。

給付の対象となる疾患
肢体不自由によるもの
視覚障害によるもの
聴覚、平衡機能障害によるもの
音声、言語、そしゃく機能障害によるもの
内臓障害によるもの(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害を除く内臓障害については先天性のものに限る。)
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害によるもの

内臓疾患によるものについては、手術により将来生活能力を得る見込みのあるものに限ります。

自立支援医療 (育成医療) を受けるための手続き



自立支援医療 (育成医療) を利用した場合の負担

自立支援医療 (育成医療) を利用した児童の保護者負担は、原則、医療費の1割負担となりますが、負担が重くなりすぎないように所得に応じて1か月あたりの上限額が決められています。また、所得により、一部、給付の対象とならない場合があります。



市町村民税が非課税の世帯の児童

これまでと変わらず全て給付の対象となります。保護者負担は医療費の1割ですが、上限額は所得に応じ、0円、2,500円、5,000円と低く設定されています。

市町村民税 (所得割額) が20万円未満の世帯の児童

これまでと変わらず全て給付の対象となります。保護者負担は医療費の1割 (上限額は医療保険の負担上限額) となりますが、所得に応じ10,000円、40,200円と負担軽減が図られているほか、高額な治療を長期間にわたり継続する「重度かつ継続」に該当する児童については、負担上限額がさらに低く設定 (所得に応じ、5,000円、10,000円) されています。

市町村民税 (所得割額) が20万円以上の世帯の児童

高額な治療を長期間にわたり継続する「重度かつ継続」に該当する児童が給付の対象となります。保護者負担は医療費の1割ですが、上限額は20,000円となります。

「重度かつ継続」とは？

疾病・症状から対象となる児童・・・じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害

高額な費用負担が継続することから対象となる児童・・・医療保険の多数該当の世帯の児童

なお、「多数該当」とは、医療保険制度における高額療養費支給制度の1つで、具体的には、療養のあった月以前の12か月の間に既に高額療養費の支給が3月以上ある場合に支給される制度です。

負担上限額と給付の関係

☐☐☐ 1割負担部分

一定所得以下 (市町村民税非課税)			中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	保護者収入 80万円以下	保護者収入 80万円超	市町村民税20万円 未満 (所得割額)	市町村民税20万円 未満 (所得割額)	市町村民税20万円 以上 (所得割額)
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 40,200円	自立支援医療対象外 (医療保険の負担限度額)
			重度かつ継続		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	負担上限額 20,000円

(注) 入院時食事療養費については、平成18年4月から保護者負担になります。

自立支援医療 (育成医療) のQ&A



育成医療を受給するためにはどんな書類が必要なの？

申請書、医師の意見書、被保険者証、所得の確認できる資料の写しなどです。

申請書・・・保健所又は指定医療機関に備え付けている支給認定申請書で、保護者等が記載するものです。

医師の意見書・・・実際に自立支援医療 (育成医療) を受けようとする指定医療機関の担当医師が作成する意見書です。

被保険者証等・・・国民健康保険被保険者証や健康保険被保険者証などです。

所得の確認できる資料・・・生活保護受給の証明書や市町村民税課税証明 (非課税証明) 書などです。



申請書類はどこに提出すればいいの？

以前と同様、保健所の窓口に出します。なお、北海道 (札幌市、函館市及び旭川市) は、提出された書類に基づいて審査し、育成医療が必要と認められた児童に対して「自立支援医療受給者証」を交付します。



育成医療はどこ医療機関でも受けられるの？

育成医療は、都道府県・政令指定都市から指定された医療機関 (更生医療指定医療機関と同じ) でのみ受けられます。これは、受診者が安心して育成医療の給付を受けられるようにするため、医療機関の設備や専門医師による医療の提供ができるかなどの定められた基準により医療機関を指定しているものです。



いつから申請を出すことができるの？

育成医療の申請は、今からでも可能です。ただし、給付を受けられるのは、平成18年3月までは児童福祉法に基づく育成医療、平成18年4月からは障害者自立支援法による自立支援医療 (育成医療) が給付されることとなります。



今、育成医療を利用しているが、平成18年4月以降も利用する場合はどうするの？

平成18年3月末までに、新たに申請していただく必要があります。

- お問い合わせは最寄りの保健所窓口へ -



北海道保健福祉部子ども未来づくり推進室

住所：札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-231-4111 (内線25-769)